令和５年４月より契約時の課税事業者届出書の提出が不要になります

令和５年３月

三重県県土整備部建設業課

　三重県発注の工事及び業務委託の契約締結時に、落札者から「課税事業者届出書」または「免税事業者届出書」を提出いただいておりますが、落札者の事務負担軽減のため、令和５年４月以降に契約を締結する工事及び業務委託について、免税事業者からのみ「免税事業者届出書」の提出を求め、課税事業者からの「課税事業者届出書」の提出は不要といたします。

※「免税事業者届出書」の提出がない場合、課税事業者として契約手続きを行いますので、免税事業者においては契約締結時に免税事業者届出書の提出漏れが無いようご注意ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和５年３月までに契約 | 令和５年４月以降に契約 |
| 課税事業者 | 課税事業者届出書が必要 | 課税事業者届出書は**不要** |
| 免税事業者 | 免税事業者届出書が必要 | 免税事業者届出書が必要 |